わが社の知財活動

ヤンマー株式会社

1. 会社概要

(1) 会社名:ヤンマー株式会社

(2) 所属部会:関西金属機械部会第1分科会

(3) 創 業:1912年(明治45年)3月

(4) 資 本 金:62億円 (非上場)

連結従業員数:15,266人(2005.3.20現在)

(5) 営業品目:

産業用エンジン、農業機械、ホビーファーム 関連機器、農業施設、船舶、舶用機器、発電機、 マイクロガスコージェネ、空調システム機器、 建設機械、環境システム機器、流通機器等の製 造、販売

- (6) 創業の精神とミッション
- ・創業の精神 「美しき世界は感謝の心から」
- ・ミッション 私たちヤンマーグループは,

世界のお客様との、相互信頼のパートナーシップのなかで、ともに感動できる価値を創りつ

エネルギー有効活用の先駆者として,資源循環型社会に向けて,ナンバーワン,オンリーワンの商品・サービスを追及しつづけます。

(7) CIマーク

づけます。





中央研究所

2. 知的財産部門の概要

ヤンマーグループは、2002年より顧客本位の体制をさらに進化させるために事業持ち株会社制へと移行し、現在ではエンジン事業の事業持ち株会社である当社と、5つの事業会社(農機、エネルギーシステム、舶用、マリンレジャー、建機、コンポーネントの各事業会社)とで構成するグループ体制となっている。

当社の知的財産部は本社機構の技術統括本部 に属し、事業持ち株会社の知的財産管理機能を 担うと共に、グループ全体の知的財産管理機能 をも併せ持っている。知的財産部のロケーショ ンは滋賀県米原市の中央研究所内である。

また各事業会社においても専任又は他業務と の兼任の知的財産担当者を配しており、それぞ れの事業会社で出願関連業務を中心とした知的 財産業務を行っている。社内弁理士は1名。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産の創出

研究開発活動に密着した知的財産活動を展開するために、事業持ち株会社や各事業会社の知

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

的財産担当者は研究開発活動に積極的に入り込んで発明の創出活動を実施している。特に商品開発においては構想段階から知的財産部員がデザインレビューに計画的に参画し、特許情報に基づいた開発の方向づけやセリングポイント関連の重要技術に関する発明の創出活動を、技術者との充分な意見交換や情報交換のもとで実施している。

また研究開発部門が注力するオンリーワン, ナンバーワン技術については,知的財産情報の マップ化を行って,自他社権利のポジショニン グを明確にすると共に差別化ポイントを明確に して,権利の有効な取得や効果的な特許網の構 築に役立てている。

(2) 知的財産教育

発明の日、4月18日を記念して毎年4~5月を「発明キャンペーン期間」と定め、この期間中に研究開発者を対象とした知的財産教育を集中的に実施している。具体的には、知的財産部員が研究開発部門に出向き、研究開発担当者を対象に、知的財産関連法規の説明、発明創出方法や発明報告書作成要領の説明、特許情報検索方法の実演紹介、発明創出の実践等を行っている。またこの「発明キャンペーン期間」には社外の弁護士・弁理士、大学講師、他社知的財産関係者等を講師として招き、研究開発担当者一人ひとりの知的財産に関する意識の向上を狙った講演会も開催している。

新入社員や中堅社員を対象とした知的財産教育講座は,人事総務本部が主管する職能別技術者教育のカリキュラムとして登録しており,グループ全体の研究開発者を対象として,知的財産部の中堅社員が講師となり定期的に実施している。

(3) グループ知的財産運営

グループ全体の知的財産運営に関わる課題を

審議・検討する場として「グループ知的財産運営会議」を設け、定期的に開催している。この「グループ知的財産運営会議」は事業持ち株会社や各事業会社の知的財産関係者が参画して行うもので、事業持ち株会社と各事業会社の知的財産活動方針・目標のベクトル合わせを行ってグループ全体の知的財産活動のゴールを共有化し、グループ全体としての知的財産機能の強化を達成しようとするものである。

特に、事業持ち株会社と各事業会社との間の 知的財産運営に関するルールづくりやその運用 等、インフラ整備に関わる事項については、こ の「グループ知的財産運営会議」で審議テーマ として取り上げ、相互に情報交換をしながらグ ループ全体最適という観点から調整し決定して いる。

(4) 今後の課題

事業のグルーバル化が進展する中で,海外の 事業会社で研究開発活動が行われるようになる と,その事業会社での知的財産活動をどのよう に行っていくかが重要な課題となる。

殊に海外事業会社の知的財産管理体制,知的財産の帰属先,その権利化・権利維持業務の実施主体や費用負担先,対外的な知的財産交渉業務の実施主体等に関しては,海外事業会社と事業持ち株会社との間で予め協議してその取扱いをルール化し,両者の役割分担を明確にしておく必要がある。この協議・調整は,その事業会社の資本構成や各国の法律,税務,規制等から決して容易なことではないが,早急に取組まなければならない。

また海外事業会社で強力なリーダーシップを 発揮しながら知的財産活動を円滑に推進し得る グローバル人材を育成・確保することも火急の 課題である。

(原稿受領日 2005年8月11日)